

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ウルグアイ	観光スポーツ省柔道器材整備計画のための贈与に関する日本国政府とウルグアイ東方共和国政府との間の交換公文	観光スポーツ省柔道器材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	29,200千円 H23.12.31まで	H21.6.29 モントラビ デオで (同日)	日本側 竹元正美在ウルグ アイ大使 ウルグアイ側 ギンサロ・ フェルナナンデス外務大臣	H21.7.21 381号
ウルグアイ	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画に関する日本国政府とウルグアイ東方共和国政府との間の交換公文	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	730,000千円 H23.7.31まで	H21.12.14 東京で (同日)	日本側 岡田克也外務大臣 ウルグアイ側 ペドロ・バ ス・ラメラ外務大臣	H22.1.4 2号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。